

## 草津市町内学習懇談会50年総括報告書

この総括報告書は、町内学習懇談会の50年の歴史を踏まえ、  
今後の歩みの指針として作成した報告書です。

これからの人権・同和問題に関する学習に取り組むうえで、教材・  
資料として活用ください。

町内学習懇談会50周年記念事業実行委員会 記念事業部会



## 1 はじめに ～なぜ町内学習懇談会に取り組む必要があったのか、その背景は～



1961（昭和36）年内閣総理府に同和対策審議会が設置され、1965（昭和40）年には、「同和対策審議会答申」が出されました。その前文には、「同和問題は（略）日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。したがって、（略）これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と明記されています。

長い間の差別と貧困の結果を国はもちろんのこと、地方公共団体および全国民の協力によって被差別部落の社会的地位、教育・文化の向上をめざすことに努めなければならないこととしました。

この答申を受けて、滋賀県では、1968（昭和43）年に同和対策室等が設置され、総合的に同和問題解決に取り組むことになりました。また、1971（昭和46）年7月に「滋賀県同和対策審議会答申」が出されました。

草津市では、1971（昭和46）年に草津市同和対策長期計画を策定し、総合行政として位置づけ、かつ地域の実態に即した事業を展開しました。また、「草津市同和教育推進委員会」を設置し、草津市同和教育基本方針を策定しました。

さらに3年後の1974（昭和49）年には、当時の各学区ごとに「同和教育推進委員会」を設置、翌年1975（昭和50）年には、啓発冊子「めざめ」（第1集）を発刊しました。また、1976（昭和51）年には、同和教育推進班（市職員80名を委嘱）を設け、住民の協力を得て町内会単位の学習会を実施していくことになりました。これが本市の町内学習懇談会の始まりです。

人は“ふるさと”に育てられ、“ふるさと”に誇りをもっている  
“ふるさと”を語り、傷つき語れなくなった人がある  
「いったい何が、“ふるさと”を語れなくしたのか？」

やがて、理不尽な部落差別に対して声をあげる人が出てきた  
“ふるさと”語り合える  
「そんな当たり前のことができない部落差別は許せない」  
その声はひとつの形となり  
町内学習懇談会がスタートした

町内学習懇談会が始まり、今年で50年・・・

草津市では、町内学習懇談会50周年の節目として、その歩みを振り返るとともに、成果や課題を明らかにし、今後の方向性を打ち出し、本市における同和問題をはじめとしたあらゆる差別の解消をめざしてまいります。今後とも市内各学区・区の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

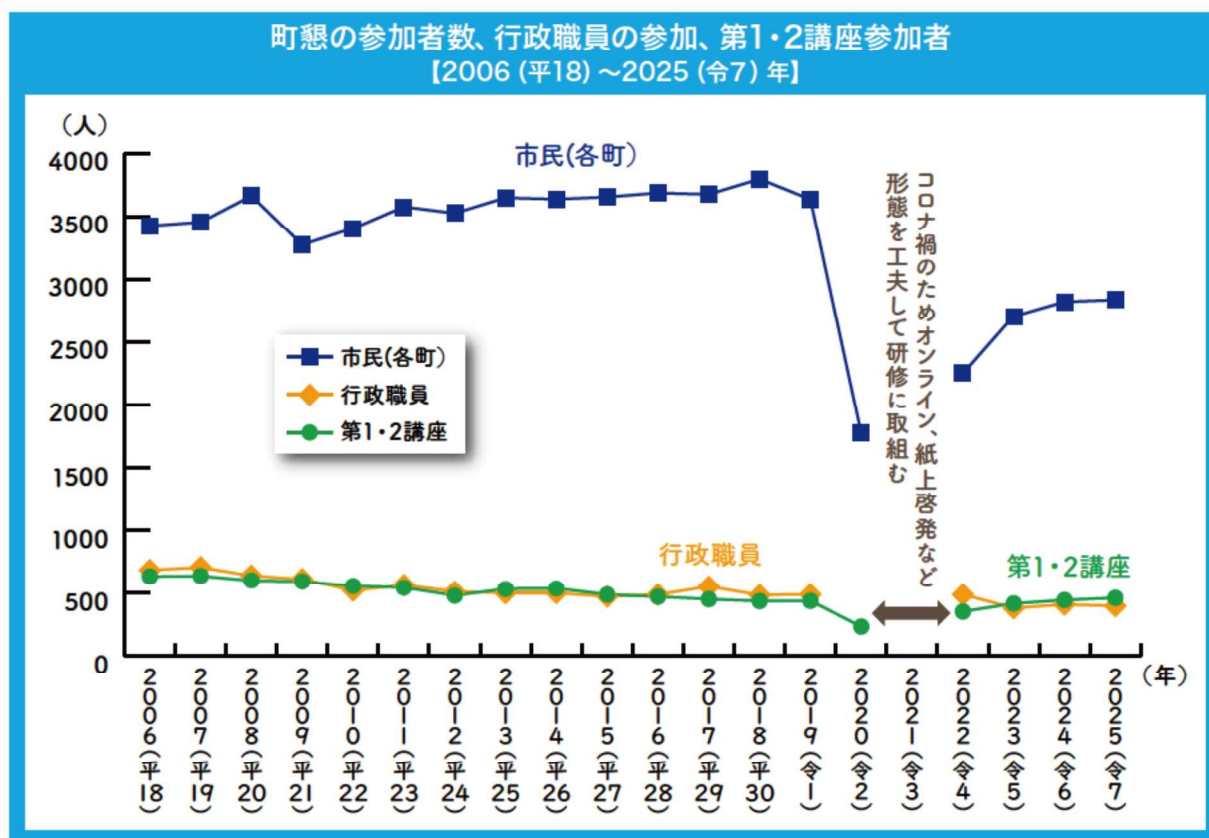
## 2 町内学習懇談会の「これまで」



2002（平成14）年3月「同和対策事業特別措置法」とその後の関連法（「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」通称「地対財特法」）など一連の特別対策が失効しました。いわゆる時限立法としての地域改善に関わる財政上の特別措置法が失効しました。

下欄のグラフは、法の失効4年後の各町学習懇談会と関連事業の参加者を表したものです。

### 「第1回からみる町内学習懇談会参加者の推移」



2006（平成18）年以前のデータの把握はできませんでしたが、関連法の失効以降も、毎年ほぼ同数の人々が関わり参加してきたものと考えられます。

2016（平成28）年「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。これまでの法律は、「同和対策」や「地域改善対策」等の名称でしたが、今回制定された法律は、「部落差別」という名称がはじめて使用されました。また、33年間続いた「特別措置法（時限立法）」とは違って、期限が定められておらず、部落差別が解消されるまで効力を持った恒久法です。この法律の第一条では、「部落差別が現在も存在している」ことを認め、部落差別は許されないものであることを明確にしました。さらには、国と地方公共団体も部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする以下の通りはっきりと定められています。

## 第一条第二条及び第五条の抜粋

### 第一条（目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### 第二条（基本理念）

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### 第五条（教育及び啓発）

国は、部落差別を解消するために、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

2016（平成28）年以降、2ページのグラフ「第1回からみる町内学習懇談会参加者の推移」から、町懇への市民の参加者数は緩やかに増加しており、法律が成立したことにより、部落差別解消に向け、改めて市民の方々の関心が深まっていたのではないかと読み取ることができます。

ところが、2020（令和2）年に世界的大流行を引き起こした新型コロナウイルスにより、日本でも未曾有の事態となりました。このことから、1・2年の間は集会形式での町内学習懇談会の開催ができない状況になりました。

しかし、コロナ禍ではあったものの、オンライン、紙上啓発など、形態を変えながら、また工夫を凝らしながら研修に取り組んだ町内会が数多く見られました。

そして、現在は、別紙グラフからわかりますように、コロナ禍前までには、至っていませんが、徐々に町内学習懇談会が開催されるようになり、以前の状態に戻りつつあると言えます。

「法の失効」という言葉がひとり歩きして、「同和問題は、もう過去の問題である。」という誤解が生じています。同和問題は過去の問題となったわけではありません。

記念事業のスローガン【人を尊重する心が まちを動かす】にありますように、誰にとっても、差別のない住みやすいまちにするために、私たち自身が力を持ち、まちを動かしていきましょう。一人一人の力は小さくとも、差別を解消していこうとする市民の力が集まれば、必ず大きなうねりとなってまちを変えていけます。

## 1 町内学習懇談会の「今」



### (1) 町内学習懇談会の成果について

各学区・区からの報告「町内学習懇談会での成果について・・・」

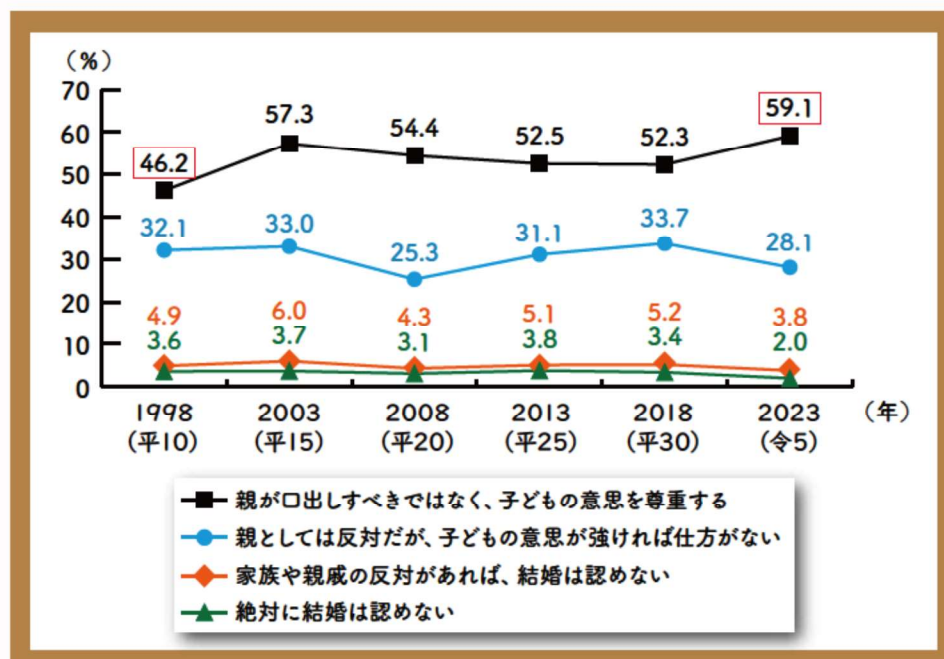
- 学びの場としての位置づけができてきている
  - ☆ 新たな発見や気づきの場
  - ☆ 人権意識の高揚化を図る場
  - ☆ 有意義な人権学習の場
- 人権について、町内会で話し合える唯一の場となっている
- 差別解消への大きな取り組みとなっている
- 地域における人権推進の役割を担っている
- 参加者からは、毎年開催する必要性を訴えられている

草津市では、上記各学区・区からの報告のとおり、50年間続いてきた町内学習懇談会の成果が、「人権・同和問題」に関する市民意識調査の結果からもはっきりと見えます。

#### 成果1 結婚問題について

質問「あなたのお子さんの結婚しようとする相手が被差別部落の人とわかった場合、あなたはどうしますか。」に対する回答

「親が口出しすべきではなく、子どもの意思を尊重する」が増加 59.1% (2023年)  
1998 (平成10) 年調査から約13%増加。



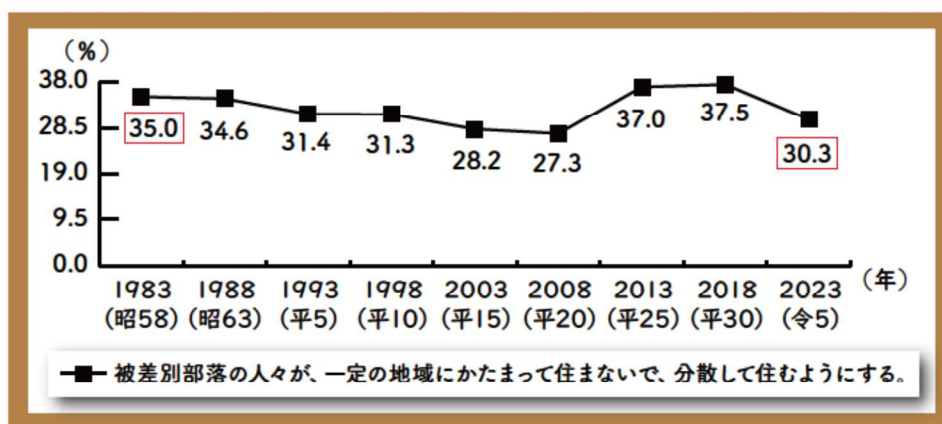
#### 成果2 分散論について

質問「あなたは、同和問題（部落差別）を解決するためにどのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うものを3つまで選び○をつけてください。」に対する回答

「被差別部落の人々が、一定の地域にかたまって住まないで、分散して住むようにする。」が減少

1983（昭和58）年調査から約5ポイント減

※「分散論では、差別は解消しない」と考える人が増加した。（1983（昭和58）年調査との比較）

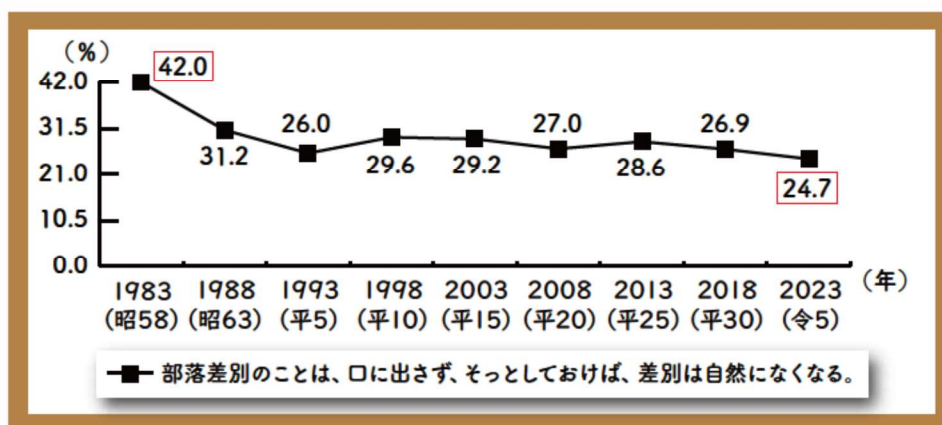


### 成果3 自然解消論（寝た子をおこすな論）について

質問「あなたは、同和問題（部落差別）を解決するためにどのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うものを3つまで選び○をつけてください。」に対する回答  
「部落差別のことは、口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる。」が減少

1983（昭和58）年調査から 約17ポイント減

※「自然解消論（寝た子をおこすな論）では、差別は解消しない」と考える人が増加した。

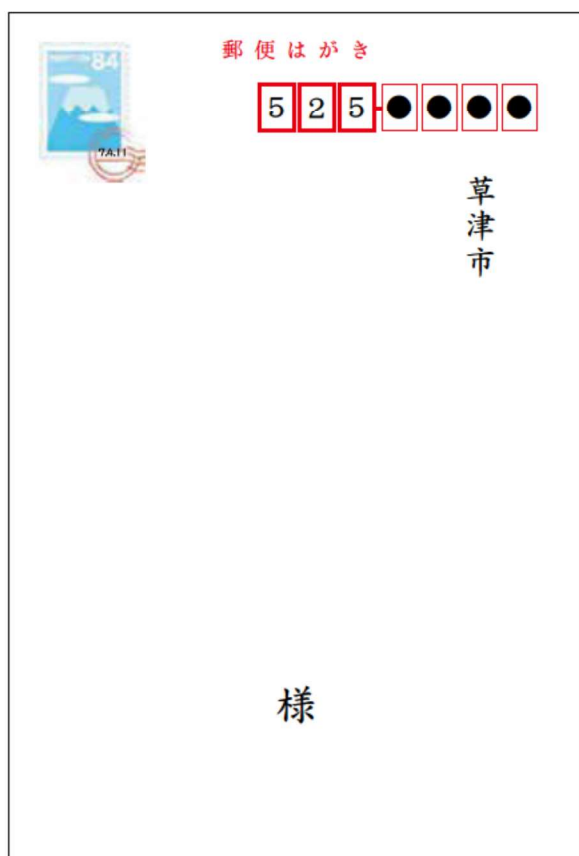


「そっとしておけば部落差別は自然になくなる。」という誤った認識が、40年間に約17ポイント減少しました。これは、50年間行政と市民とが互いに、手を携えながら町内学習懇談会を続けてきた大きな成果だと考えます。

しかし、これを手放しで喜ぶことはできません。

前述の通り、2002（平成14）年3月「同和対策事業特別措置法」とその後の関連法（「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」通称「地対財特法」）など一連の特別対策の失効を受けて、一部の市民が誤った認識の捉え方をされた実態が現実のなかであります。

ある隣保館に1枚の葉書が届きました。



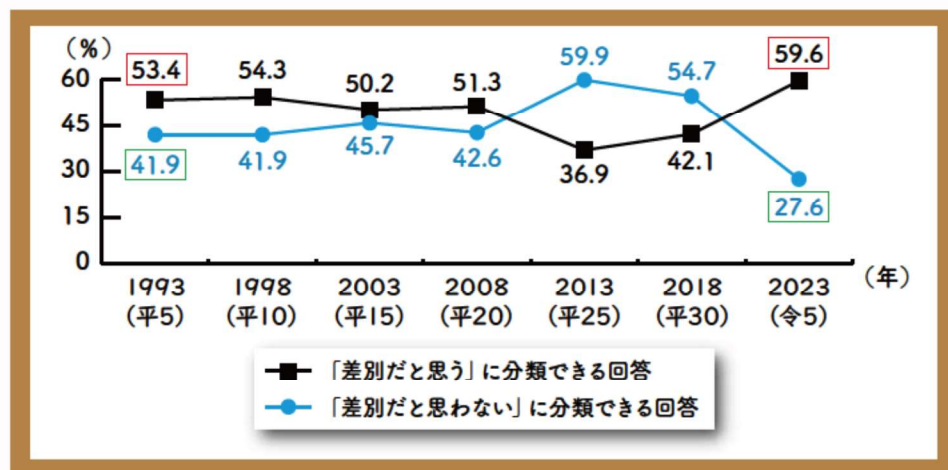
いつまで同和なんて言っている  
んですか。  
こんな講座がなくなる限り  
同和問題はなくなるですよ。  
同和問題を一切いれない講座  
はできないんですか。  
こんなことを続けていたって解決  
しません。  
同和の言葉をなくしたら忘れて  
意識しなくなります。

自然解消論（寝た子をおこすな論）「そっとしておけば部落差別は自然になくなる。」という誤った認識は大きく減少しました。これは、今までの取組の大きな成果であると言えます。しかし、この葉書の内容が象徴するように、法の失効により同和問題は終わった、過去の問題であるという誤った認識をされる市民がいるという現実を突きつけています。これは、成果と同時に残された大きな課題でもあります。後述の47ページに詳細を掲載しています。

## 成果4 忌避意識（嫌って避ける意識、部落差別を生み出している主要因）について

被差別部落内の土地差別（意識調査で調査を開始した年からのポイントの変化）

2023（令和5）年以前の調査との比較では、選択肢に違いがあるため正確な比較はできませんが、（「差別だと思わない」に分類できる回答）が大きく減少している一方で、（「差別だと思う」に分類できる回答）が大きく増加しており、前回（2018（平成30）年）調査から順位が逆転しています。



- ①生活環境が改善されると同時に、教育文化、保健福祉、就労等の状況も一定前進しました。
- ②5年ごとに実施されている「『人権・同和問題』に関する市民意識調査」を見ても、・結婚問題・分散論・自然解消論（寝た子をおこすな論）・被差別部落内の住宅購入にかかる問題いずれも市民の人権意識が向上してきています。
- ③14学区・区からの報告にあるように、町内学習懇談会が非常に大切な学びの場であり、差別意識を見つめる場として大切に考えようとする前向きな記述が見られました。
- ④当然のことながら、研修会や町内学習懇談会等の参加回数が多い人ほど、差別を見抜き、差別に向き合い、差別をなくすという人権意識の高まりが読み取れます。

50年のこれまでの学習の積み上げがあるからこそその大きな成果であるにとらえています。

### (2) 町内学習懇談会の課題について

- 町内学習懇談会の各学区・区の調査結果から
- 人権意識の高揚とそれに伴う学習の在り方
  - 時代に合った人権問題学習を実施していきたい
  - 町内学習懇談会に参加する意義の啓発および進め方の検討が必要
  - 町内学習懇談会推進者の資質向上が問われている
  - 毎年テーマの決定や資料の作成に困っている
  - 建前の話し合いで終わっている マンネリ化が問題
  - 参加者の固定化(役員のための傾向)参加者を広げていきたい
  - 参加型体験学習を望む

## 部落差別解消を阻害している・今も根強く存在する課題について

### 課題

#### 1

### 分散論について「分散して住めば差別はなくなるのでは」

「みんなが引っ越ししたら差別はなくなると思うけど。」

「そうそう。そうしたらわからなくなるのに。」

「そこに固まって住んでいるから差別がのこるのにね。」

#### ポイント1

- ①部落差別は特定の地域に生まれ、育ち、生活している人がいるから起きるのではありません。そうした人たちを被差別部落出身者と見なし、差別する人がいるから起きるのです。
- ②結婚や就職の際に、「どこで生まれたか」「前は、どこに住んでいたか」など身元調査や聞き合わせなどで出自を調べる人がいるから、分散しても差別は解決しないのです。
- ③故郷を捨てる（分散する）ということは、一人一人の存在が否定され居住の自由を奪う人権侵害です。

(参考)憲法第二十二條の抜粋

#### 第二十二條

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

### 課題

#### 2

### 自然解消論(寝た子をおこすな論)について「そっとしておけば差別はなくなる」

「わざわざ教えるから差別がなくなるらない。」

「差別、差別ってあまり言わない方がいいと思うんだけど。」

「知ってしまうと、逆に意識してしまうわ。」

「教えないで、そっとしておいたらいいのに。」

#### ポイント2

- ①差別は過去の問題ではなく、現実に存在している問題です。だから何もしなければ、結果的に差別を温存・助長・拡散させてしまうことになります。
- ②何もなかったなので、差別は解消しなかったという歴史的事実があります。
- ③そのままにしても自然になくなるものではない。積極的な取り組みが解決します。
- ④差別をなくすための責任は、国をはじめとして社会全体に責任があります。
- ⑤そっとしておくことは、社会が差別を許容することにつながり、差別の実態を見えにくくし、問題解決を遅らせてしまいます。
- ⑥今、現実に差別されている人がいます。そういう人に「黙って、我慢してくれ」というのと同じ立場になってしまいます。
- ⑦普段の生活の中で、不確かな情報を聞いたとしても、正しい情報を知っていると、自分の

中で迷うことなく、正しい判断ができます。そのような学びの場が、町内学習懇談会です。

### 課題

## 3

### 忌避意識について「同和地区の人と思われる。間違われる。」

- ・「私たち、同和地区の近隣に住んでいるから、同和地区の人と思われたら困るわね。」
- ・電車の中で、同和問題の資料を見ていたら、「同和地区の人と間違われるからカバンにしまったほうがよい。」と友達に言われた。

### ポイント3

- ①居住地・人・職業や結婚等で「部落出身者」と見なされないために、忌避意識が働いてしまうかもしれません。忌避意識は、心の中の問題であり、見えにくく、差別解消をできにくくしている要因となっています。
- ②結婚差別などに際して、どこの人？ というより どんな人？ が大事です。
- ③忌避することは、自分自身の心の弱さであり、不安の表れであると考えています。学ぶことで、気づき、学ぶことで自己変革（自分を高める）し、差別を許さない社会を創りあげていきます。

### 課題

## 4

### 逆差別意識、ねたみ意識について「あそこだけ。特別扱い。逆に差別されている。」

- 「あその地域だけが、どんどんよくなっているように思うんだけど。」
- 「特別扱いは、おかしいと思う。」
- 「なんか、私たちの方が、差別されているみたい。」

### ポイント4

- ①1965年（昭40年）に出された同和対策審議会答申は、被差別部落の劣悪な生活環境を放置することは、“恥ずべき社会” “もっとも深刻にして重大な社会問題” “これを未解決に放置することは、断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。”と国に答申しました。  
差別解消の政策は上記の答申に基づいたもので、長年差別され続けてきた人たちへの日本国憲法に基づいた基本的人権を保障する取り組みです。
- ②特別扱いされている、優遇されている、という前に、スタート地点はどうなっていたのかを理解する必要があります。なぜ、環境改善をしなければならなかったのか学ぶ必要があります。
- ③実質的な差別を解消するために、同和対策長期計画に基づき、地区内の道路、下排水路、住宅の整備を実施し、結果、草津市は事業の進捗率99%を超え、地区の生活環境は相当改善されました。しかし、環境が改善されるとともに「逆差別・ねたみ意識」が生まれま

した。

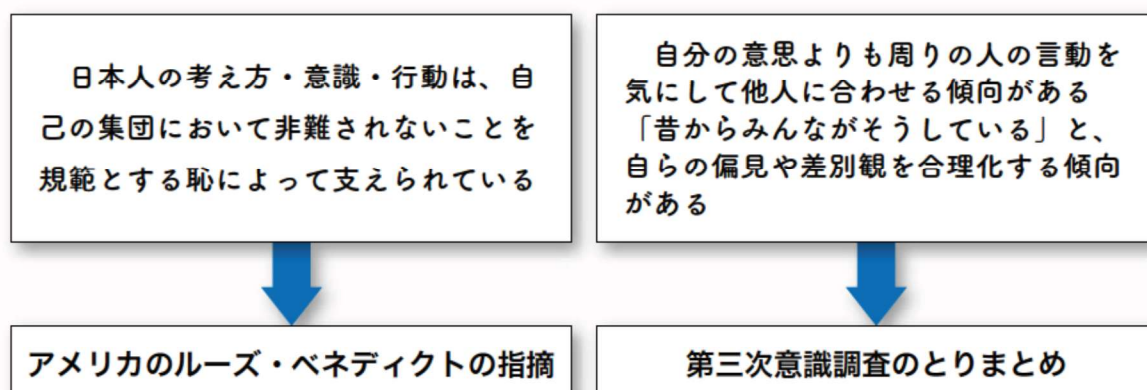
各学区・区からの報告にあるように、町内学習懇談会実施に向けて核となっていていただける推進者のみなさんには、それまでの開催日時の決定、効果的な資料準備、当日の運営等、大変熱意をもって工夫しながら準備していただいています。参加者の広がりのため、開催案内を工夫したり、時代の流れに沿った資料をさがすために、人権センター内の図書室を訪れたり、「めざめ」資料を基に自分で資料を作成したり、様々な工夫を重ねてくださっています。

そうした学区・区の中核になって差別解消のために、奮闘いただいているみなさんがいる限り、必ず、「差別を許さない、だれもが幸せになるまちづくり・ひとづくり」という展望が見えてくるものと確信しています。

## 4 町内学習懇談会の「これから」

一人一人を大切にしたい人権尊重のまちづくり・ひとづくりをめざした町内学習懇談会にするために考えてみましょう。

### (1) 差別意識や偏見の構造はどんなことなのでしょう？



例えば各家庭での生活習慣・地域のしきたり・行事・風習・習慣・六曜・迷信等の非合理的な因習的意識が、知らず知らずのうちに身に付き、それが「常識」になってしまっていることがあります。

### (2) 日常生活の中にある様々な不合理や矛盾に気付いていますか？

- ①人を職業や肩書で判断していませんか？
- ②思い込みや固定観念でイメージしていることはありませんか？
- ③一人一人の「ちがい」を認めていますか？
- ④障がい・家柄・性別・学歴・収入等で序列をつけていませんか？
- ⑤世間の人々のすることに従っておけば無難だという考えをもっていませんか？
- ⑥安易な事なかれ主義に流されていませんか？
- ⑦個人の行為を観てひとくくりに全体視していませんか？

### (3) 日本人の人権意識構造が人権侵害を温存助長させている？

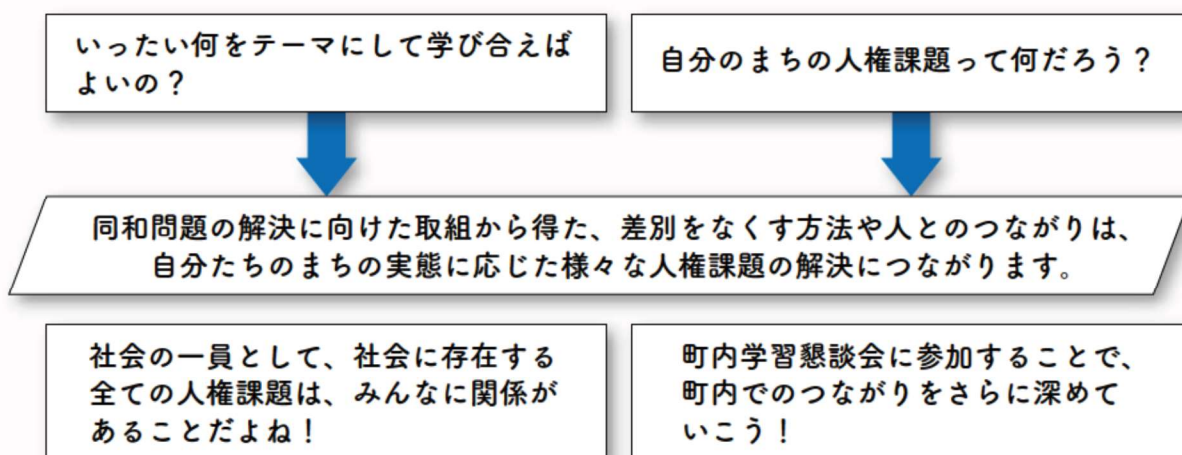
世間体や周りの様子を窺いながら自分の居場所を整えるという意識構造が、ねたみ・序列・排他意識等に複雑に絡み合うことで、部落差別やいじめ等の人権侵害や差別を温存助長させています。

### (4) これからの町内学習懇談会を実施するにあたっての方向性は？

- ①世間体にとらわれない自立した住民を育てていくこと
- ②一人一人の住民が豊かな心を育むと同時に、人々が安全に安心して生活できる社会システムを創り上げること
- ③社会に存在する不合理なものを見抜き、正しい見方や考え方を育てること

以上の3つの柱を根底に据えて、人権教育への広がりへと構築していくこと、人を尊重する心、相手と自分を大切にすることを育み、「行動」へと導いていくことが大切です。

### (5) 町内学習懇談会の人権課題（ともに学び合うテーマ）は、どのように設定するとよい？



法の下での平等・個人の尊重という普遍的な視点と、それぞれの差別問題の解決という個別視点を二つの視点を取り入れながら、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果や理念を生かして、人権教育や人権啓発として発展的に再構築していくのです。私たちの身の回りにある身近な問題の解決に向けて取り組む中で、人と人との豊かにつながり、部落差別をはじめ、あらゆる差別のない住みよい明るいまちづくり・ひとづくりを目指していきましょう。



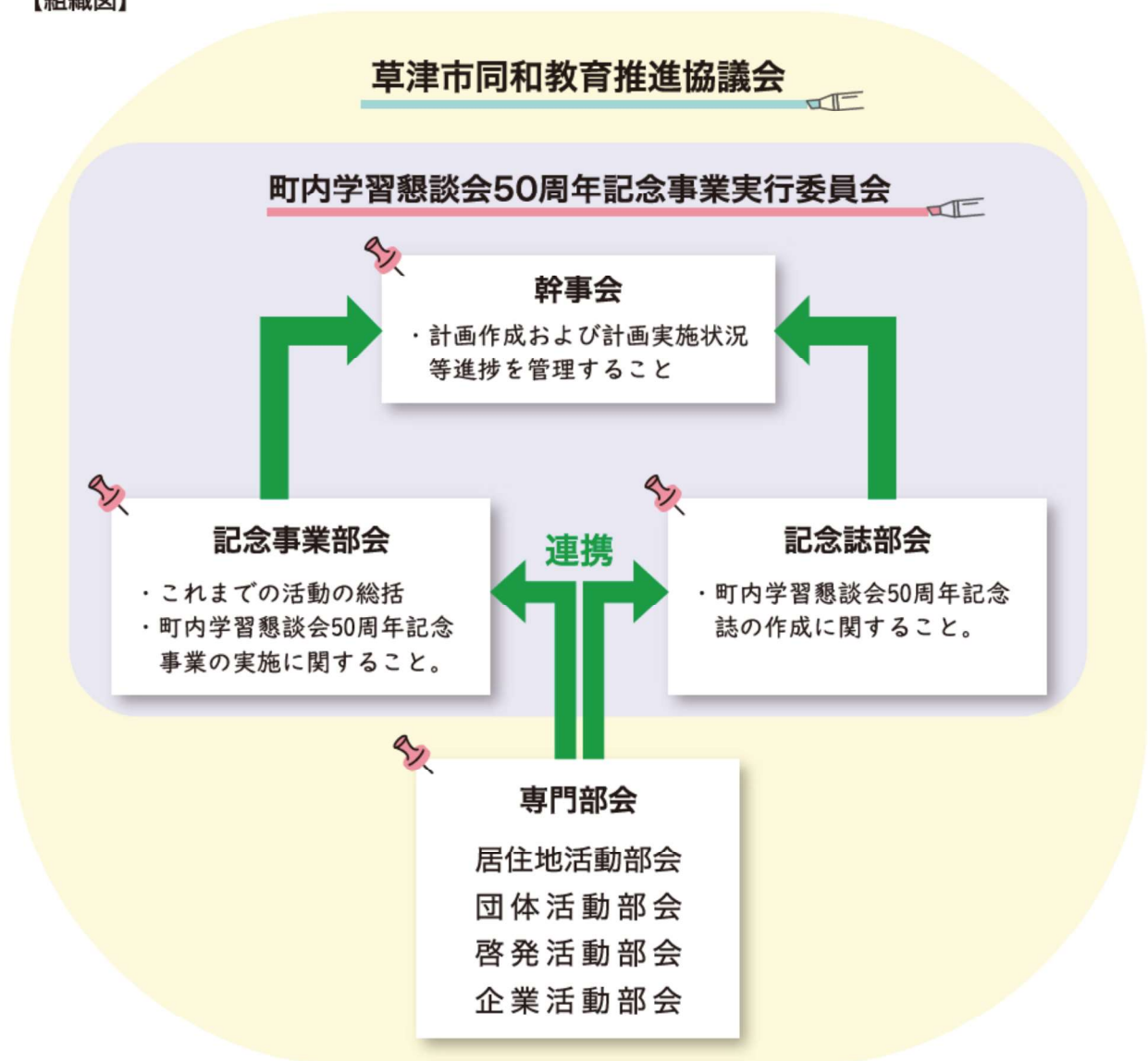
【町内学習懇談会50周年記念事業 記念事業部会】

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 高木 洋司 | 野村 喜代子 | 水谷 秀夫 |
| 井上 薫  | 片岡 節哉  | 杉江 範昭 |
| 檜崎 香  | 三小田 幸雄 | 山下 和伸 |
| 山本 俊雄 |        |       |

(町内学習懇談会50周年記念事業 記念事業部会)

# 町内学習懇談会50周年記念事業実行委員会

## 【組織図】



### 【幹事会】

令和7年9月30日（火）第1回幹事会

令和8年4月13日（月）第2回幹事会

### 【記念事業部会】

令和7年7月31日（木）第1回記念事業部会

令和7年9月18日（木）第2回記念事業部会

令和7年12月11日（木）第3回記念事業部会

令和8年2月27日（金）第4回記念事業部会

令和8年3月23日（月）第5回記念事業部会

令和8年4月27日（月）第6回記念事業部会

令和8年5月12日（火）第7回記念事業部会

### 【記念誌部会】

令和7年7月31日（木）第1回記念誌部会

令和7年8月26日（火）第2回記念誌部会

令和7年9月17日（水）第3回記念誌部会

令和7年10月23日（木）第4回記念誌部会

令和7年11月4日（火）第5回記念誌部会

令和7年12月16日（火）第6回記念誌部会

令和8年1月19日（月）第7回記念誌部会

令和8年1月30日（金）第8回記念誌部会

令和8年2月26日（木）第9回記念誌部会

令和8年3月27日（金）第10回記念誌部会

令和8年6月29日（月）第11回記念誌部会



町内学習懇談会50周年記念誌「明日へ紡ぐ」

2026(令和8)年7月発行

発行：町内学習懇談会50周年記念事業実行委員会

〒525-0032 滋賀県草津市大路二丁目1-35

キラリエ草津3階

TEL:077-563-1765 FAX:077-563-7070